

社会福祉法人町田市社会福祉協議会役員等選任・解任規程

社会福祉法人町田市社会福祉協議会役員等選任規程（平成10年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6条及び第17条第1項に規定する、評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の選任・解任に関し必要な事項を定める。

（理事及び評議員の選任）

第2条 理事及び評議員の選任は、次の選出区分及び定数以内とする。

区 分	理 事	評 議 員
(1) 社会福祉事業について学識経験を有する者	1名	1名
(2) 地域の福祉関係者	10名	22名
(3) 社会奉仕者	1名	3名
(4) 社会福祉関係行政職員	1名	2名
(5) 学識経験者	2名	3名
合 計	15名	31名

（監事の選任）

第3条 監事は、次の各号から1名ずつ選出する。

- (1) 財務管理について識見を有する者
- (2) 社会福祉事業について識見を有する者

（選任区分）

第4条 第2条及び第3条で規定する区分は、おおむね次の各号の定めるところによる。

- (1) 社会福祉事業について学識経験を有する者は、次のような者であること。
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行なう上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (2) 地域の福祉関係者は、次のような者であること。
 - ア 社会福祉事業を行なう団体の役職員
 - イ 民生委員児童委員協議会からの推薦による者

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、障がい者団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、老人クラブ、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待できる者

(3) 社会奉仕者は、保護司会その他の社会奉仕団体の代表者

(4) 社会福祉関係行政職員は、その所属長からの推薦による者

(5) 学識経験者は、市議会議長の推薦する市議会議員及び社会福祉事業以外の有識者で本学会長の推薦による者

(評議員の解任)

第5条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、これを解任する。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

附 則

この規程は、定款変更が認可された日から施行する。

平成13年3月23日	全面改正
平成13年7月1日	一部改正
平成17年6月1日	〃
平成19年6月1日	〃
定款変更認可日	〃